

## 教育委員会5月定例会議事録

**会議名** 教育委員会5月定例会  
**開催日** 令和2年5月25日（月）午後3時30分～午後4時17分  
**開催場所** 議会棟5階 第2委員会室  
**出席者** 高須教育長、藤田教育長職務代理者、玉井委員、真野委員、坂本委員、秋元委員

### 事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、田井教育監兼総合教育研修センター所長、野呂教育監、山口社会教育部長、三宅社会教育部部長、谷口社会教育部次長兼社会教育課長、西村社会教育部次長兼中央図書館長、川原教育政策総務課長、中村学務課長、山口教育指導課長、坂本教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、坂口（教育政策総務課担当）

### ○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会5月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は真野委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が2件、議決事項が5件でございます。

それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、川原課長。

### ○川原教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

教育委員会定例会の議案書。

別冊資料としまして、報告第16号「寝屋川市長からの意見聴取について」の2点でございます。

なお、教育長及び教育委員の皆様には、報告第15号に関する資料も配付しております。報告第15号に関する資料につきましては、個人情報の含まれた資料でございますので、会議終了後、机の上に置いてお帰りくださいますよう、お願いいたします。

以上でございます。

### ○高須教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書1ページ「4月・5月教育委員会一般事務報告」についてお伺いします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、川原課長。

#### ○川原教育政策総務課長

4月・5月の一般事務報告をいたします。

まず、5月4日に5月市議会臨時会が開催されました。内容は、付議事件即決、委員会付託でございます。併せて予算決算常任委員会（全体会）が開催されました。また、13日には5月市議会臨時会（第2回）及び予算決算常任委員会（全体会）が開催されました。

次に、5月18日に教育委員会懇話会を開催いたしました。

最後に、本日5月25日に教育委員会5月定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況について御報告いたします。

4月11日から5月10日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で2件でございました。いずれも継続でございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

#### ○山口教育指導課長

5月の事務報告をさせていただきます。

5月8日に第1回寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を開催いたしました。教育長から委嘱状を交付していただいた後、4月の定例会におきまして議決をいただきました教育委員会からの諮問をもとに、今後の調査活動の進め方について検討を行いました。

また、資料に記載はありませんが、新型コロナウイルス感染症に係る対応について御説明させていただきます。

幼稚園、小・中学校の臨時休業を、5月31日まで延長しておりますが、大阪府から子供たちの学習や生活の状況把握のために登校日を設けるよう要請があり、本市におきましても、5月18日から登校日を週2回実施しております。この登校日におきましては、感染拡大防止の観点から、1教室当たりの人数を15名以内としております。また、通常の授業を行わずに、課題の提示と生活や学習状況の確認を行っております。課題につきましては、既に各校から学習の計画表という形で、教科ごとに取組単元、教科書のページ、課題の内容、該当する授業動画などを記載して配布しております。登校日におきまして、その取組状況の確認を行っております。

更に先週21日、大阪府から、6月1日から学校再開するように要請があり、本市におきましても、6月1日から当面の間、全ての学級を二つの班に分け、一つの教室当たりの人数を20名以内にする分散登校という形で実施いたします。具体的には、月曜・木曜の班、火曜・金曜の班、また水曜日につきましては、小1、小6、中3の全

員登校としまして、給食についても提供いたします。

なお、本市におきましては、風邪などの自覚症状による欠席だけでなく、保護者の判断による欠席についても欠席扱いとせず、登校するか、自宅での学習とすることを選択することができる選択登校制を実施いたします。その場合につきましても、授業動画の視聴や、学校からの課題とともに、個々の学習の進度におくれが出ないように、引き続き電話連絡などにより、きめ細やかな対策を実施してまいります。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

はい、真野委員。

#### ○真野委員

この休業期間中のこと、2点ほど質問させていただきたいと思います。1点目は、教育相談の件、それから2点目はオンライン授業の件です。

1点目の教育相談ですが、先月の定例会の折にも、質問させていただいたのですが、あれからまた1か月休業が延びました。その間にまた状況も変わったかと思いますが、市の相談窓口、相談件数、内容についての何か変化があったのかどうかということ、その状況を教えていただきたいです。併せて委員会事務局に直接問合せがあったのかどうか、答えられる範囲で教えていただきたいと思います。

2点目のオンライン授業についてです。その状況、普及度はどのぐらいかということをお聞かせいただきたいです。オンライン授業をホームページで見せてもらったところ、1か月延びたことで、非常に視聴回数も増えて、それから対象の学年も、小学校4年、5年、6年、中学生まで拡大されて、本当にいろいろ御尽力いただいているのは感謝申し上げます。ホームページを見ましたら、アクセス数が載っていますね。例えば、小学校1年生でしたら、多い動画で2,000件前後です。2年生、3年生は3,000件を少し超える動画もありました。これは大体、何割ぐらいなのか。もちろんアクセス数は延べ数で、実際の正確な数じゃないと思いますが、そこから推測して、大体どれぐらい普及しているのかということについて教えていただきたいです。

#### ○高須教育長

それではまず、相談の件数についてお願いいたします。

はい、田井教育監。

#### ○田井教育監兼総合教育研修センター所長

件数は増えているという認識はなく、通常どおりの相談受付が来ているような状況でございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

はい、山口課長。

#### ○山口教育指導課長

教育指導課では、教育相談が寄せられているということはありません。子どもを守る課でも相談窓口を設置いただいております。教育指導課におきましては、今後の学校のことについての御質問等が様々寄せられているというような状況でございます。

以上でございます。

**○高須教育長**

はい、真野委員。

**○真野委員**

やはり休業期間が延びたことで、不安や心配を抱える人が非常に増えているということ、もう一つは、家庭内で兄弟喧嘩が増えたとか、親子喧嘩にも至ったとか、更に深刻なのは虐待につながっているというような報道があったことから、本市ではどうかと思い質問させていただきました。あまり変化がないということで、安心していいのか分かりませんが、今後もその相談体制をしっかりとやっていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

**○高須教育長**

次に、オンライン授業についてお願いいたします。

はい、山口課長。

**○山口教育指導課長**

動画上に再生回数は出ておりますが、全国の方が御視聴いただいているようなお声もいただいており、その回数が市内の児童生徒の視聴回数とはリンクさせにくいというのが正直なところでございます。

ただ、先ほども御説明申し上げましたが、各学校が計画表をお配りするときに、見るべき動画等も具体的に示し、登校日で実際に見たかどうかということも確認させていただいております。ほとんどの子供たちが視聴しているということです。ネット環境がない御家庭についてはDVDによる提供を個別にさせていただいており、現在、約400件ほど既にお申込みいただいておりますので、大部分の御家庭をカバーできていると認識をしております。

以上でございます。

**○高須教育長**

はい、真野委員。

**○真野委員**

オンラインの授業づくりに携わっている関係の方々には本当に御苦労いただき、御尽力いただいていると思いますが、やはり児童生徒全員にネット環境が整って視聴しているという状況ではないと思います。コロナ感染の第2波とか、厳しい状況になったときは、やはり各家庭のネット環境に頼ることになると思います。早くネット環境の整備をお願いしたいと思います。機器がそろわないとか、あるいは容量がいっぱいになって、うまくシステムが作動しないとか、いろんな問題もあろうかと思いますが、まずそれぞれの家庭へネット環境をそろえていくということ、これは急務だと思います。

すので、よろしくお願ひいたします。

**○高須教育長**

ほかに、御質問はございませんか。

はい、秋元委員。

**○秋元委員**

先ほど6月1日から幼稚園と小学校と中学校が開始ということでお話し伺ったのですが、幼稚園の皆さんたちだけ入園式ができていなかったと思います。小学校まではできたと思いますが、幼稚園の児が入園式できずに、そのまま休園になってしまったので、何か簡単な入園式のようなものを考えていらっしゃるのかどうかをお伺ひしたいです。

**○高須教育長**

はい、田井教育監。

**○田井教育監兼総合教育研修センター所長**

秋元委員がおっしゃったように、全く登園していませんので、スタートアップ期間として、1日から12日まで分散登園で慣れていただきます。一定期間の後、おそらく通常登園になるタイミングを見計らって、早い時期に入園式はやっていきたいと思っています。園との調整をした上で、せっかく入園した子供たちですから、お祝いの会は是非やりたいとは思っておりますが、今後の様子を見ながらになります。

以上でございます。

**○高須教育長**

はい、秋元委員。

**○秋元委員**

ありがとうございます。幼稚園に入園する前の子供さんたちの体操教室でいろんな子供さんたちと接していたのですが、幼稚園に行くということですごく頑張っているんなことができるようになって、入園式も楽しみだという声をたくさん聞いていたので、入園したんだということを経験できたらいいなと思っていました。とても安心しました。よろしくお願ひします。

**○高須教育長**

ほかに、御質問はございませんか。

ないようですので、事務局から、ほかございますか。

よろしいですか。

では、ないようですので、次に、2ページ、「5月・6月教育委員会行事計画書」についてお伺ひします。

事務局から、何かございませんか。

はい、川原課長。

**○川原教育政策総務課長**

5月・6月の行事計画について、報告をいたします。

まず、5月29日に5月市議会臨時会（第3回）及び予算決算常任委員会（文教生活分科会）、予算決算常任委員会（全体会）が開催されます。内容は、それぞれ委員会付託及び委員長報告、付託事件審査、討論・採決でございます。

次に、6月8日に教育委員懇話会、6月15日に教育委員会6月定例会を開催予定でございます。

次に、6月18日から7月9日まで開催されます令和2年6月市議会定例会でございますが、6月22日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会（分科会）、29日に予算決算常任委員会（全体会）、6月30日から7月2日に一般質問が行われる予定でございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、谷口次長。

#### ○谷口社会教育次長兼社会教育課長

6月1日に令和2年度第1回社会教育委員会議を予定しております。内容につきましては、第1回目ということでございますので、委嘱状交付式、また議長・副議長の選出、令和2年度社会教育部の事業計画、その他という案件でございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、5月・6月教育委員会行事計画書については、予定どおりよろしくお願いいたします。

次に、3ページでございます。

報告第15号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、川原課長。

#### ○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第15号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、4ページを御覧ください。

本職員は青少年課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和2年5月4日から令和2年10月3日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

ないようですので、報告第15号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、5ページでございます。

報告第16号「市長からの意見聴取について」を議題といたします。

はい、川原課長。

#### ○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第16号、市長からの意見聴取について、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めます。

それでは、当議案の内容につきまして、一括して御説明いたします。

別冊資料1ページを御覧ください。

専決処分の報告（令和元年度寝屋川市一般会計補正予算（第7号））（教育委員会関係分）につきまして御説明いたします。

まず、歳入でございます。

款：財産収入、項：財産運用収入、目：利子及び配当金、教育振興基金利子収入、補正額3千円及び文化振興基金利子収入、補正額8千円につきましては、基金運用利子収入額と現金予算額との差引額を減額補正するものでございます。

次に、款：寄附金、項：寄附金、目：教育費寄附金、補正額4,129万7千円及び24万円につきましては、教育振興寄附金及び文化振興寄附金の寄附金額と現計予算額との差引額を追加補正するものでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

歳出でございます。

款：教育費、項：教育総務費、目：教育委員会総務費、補正額4,129万4千円につきましては、教育振興基金積立金の追加補正でございまして、基金運用利子収入の減少分3千円と、教育振興寄附金の増加分4,129万7千円との差引額を積み立てるものでございます。

次に、項：社会教育費、目：社会教育総務費、補正額23万2千円につきましては、文化振興基金積立金の追加補正でございまして、基金運用利子収入の減少分8千円と、文化振興寄附金の増加分24万円との差引額を積み立てるものでございます。

続きまして、令和2年度寝屋川市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会関係

分)につきまして、御説明いたします。

3 ページを御覧ください。

歳出でございます。

款：教育費、項：小学校費、目：学校給食費、補正額 2 億924万 4 千円。款：教育費、項：中学校費、目：学校給食費、補正額 1 億1,975万 6 千円につきましては、6 月から12月までの小学校・中学校に通う児童・生徒の給食費を無償化するための経費でございます。

続きまして、寝屋川市特別職の職員の給料等の特例に関する条例の制定につきまして、御説明いたします。

4 ページを御覧ください。

条文の朗読を省略させていただき、制定理由及び制定内容につきまして、御説明させていただきます。

まず、制定理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している事態に鑑み、現に在職する特別職の職員の給料及び地域手当につきましての特例を定めるため、条例の制定を行うものでございます。

次に、制定内容につきまして、第 1 条は、この条例の趣旨を規定したものでございます。

第 2 条は、令和 2 年 6 月から 6 か月間、特別職の職員に対し、現にその支給定日に支給する給料等に限り、当該給料月額及び地域手当の算定に係る給料月額につきましては、現行の給料月額から、「寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例」に定める額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とすることとするものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日を公布の日とするものでございます。

続きまして、令和 2 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 4 号）（教育委員会関係分）につきまして、御説明いたします。

6 ページを御覧ください。

歳入でございます。

款：国庫支出金、項：国庫補助金、目：教育費国庫補助金、補正額 5 億7,711万 4 千円につきましては、「G I G Aスクール構想」による、児童・生徒への 1 人 1 台端末整備に係る公立学校情報機器整備費補助金 4 億8,843万円及び校内ネットワーク整備事業における電源キャビネット整備に係る公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金8,151万円。市立小中学校等への非接触型体温計の配備及び市立学校園の安全・安心な健康診断の実施に係る学校保健特別対策事業費補助金83万 5 千円、並びに、学校臨時休業に伴う給食用物資納入業者支援事業に係る学校臨時休業対策費補助金633万 9 千円を合わせたものでございます。

次に、款：市債、項：市債、目：教育債、補正額8,150万円につきましては、校内ネットワーク整備事業における電源キャビネット整備に係る義務教育施設整備事業債の追加補正でございます。



続きまして、7ページを御覧ください。

歳出でございます。

款：教育費、項：教育総務費、目：教育指導費、補正額12億8,891万9千円につきましては、児童及び生徒への「1人1台端末」の早期実現及び通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」を加速し、緊急時においても、ICTの活用により、全ての子供たちの学びを保障する環境を整備するための経費でございます。

次に、8ページを御覧ください。

項：小学校費、目：学校保健体育費、補正額2,275万1千円、及び、項：中学校費、目：学校保健体育費、補正額1,163万円につきましては、児童生徒の登校時の体温を確認するための体温測定用サーモグラフィ配備に係る経費及び非接触型体温計配備に係る経費、日常の清掃や避難所開設時における除菌対策としての次亜塩素酸水生成器設置に係る経費、並びに、安全・安心な健康診断を実施するための防護具配備に係る経費を合わせたものでございます。

次に、項：小学校費、目：学校給食費、補正額786万6千円、及び、項：中学校費、目：学校給食費、補正額58万6千円につきましては、学校臨時休業期間における給食用物資納入業者に対し、発注済みの食材に係る経費を負担するものでございます。

次、9ページを御覧ください。

項：幼稚園費、目：幼稚園管理費、補正額13万3千円につきましては、非接触型体温計配備に係る経費及び安全・安心な健康診断を実施するための防護具配備に係る経費を合わせたものでございます。

次に、項：幼稚園費、目：教育振興費、補正額9万9千円につきましては、私立幼稚園5か所に非接触型体温計を配備するための経費でございます。

以上でございます。

## ○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、順次、御質問をお受けいたします。

まず初めに、専決処分の報告、令和元年度寝屋川市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会関係分）について、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、令和2年度寝屋川市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会関係分）について、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、寝屋川市特別職の職員の給料等の特例に関する条例の制定について、御質問ございませんか。

では、ないようですので、続きまして、令和2年度寝屋川市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係分）について、御質問ございませんか。

では、ないようですので、報告第16号「市長からの意見聴取について」は、報告どおり決めます。

次に、議決事項に移ります。

7ページでございます。

議案第15号「教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価実施方針について」を議題といたします。

はい、川原課長。

### ○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第15号、教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価実施方針につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、令和元年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書を作成するに当たり、その実施方針につきまして、教育委員会の議決を求めますのでございます。

7ページを御覧ください。

この実施方針は、今年度実施いたします令和元年度教育行政事務の点検・評価につきまして、基本的な方針を定めているものでございます。

それでは、順次御説明させていただきます。

まず、1、概要につきましては、法の規定により、平成20年4月から全ての教育委員会において実施、公表することとなっております。

次に、2、実施趣旨につきましては、同法26条の規定に基づき、教育に関する事務の点検及び評価を行うものでございます。

次に、3、点検・評価の対象につきましては、「寝屋川市教育大綱実施計画」の推進体制に基づいて実施しました、令和元年度の主な事業とし、実施計画の進行管理を意識した取組としております。

次に、8ページでございます。

4、評価方法につきましては、「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」を設け、教育大綱重点取組を構成する具体的な取組内容ごとの取組実績等を分析し、教育大綱重点取組における取組指標の達成度を明らかにするとともに、評価を示すこととしております。

なお、「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」におきましては、学識経験者に指導・助言をいただきながら、進めてまいりたいと考えており、候補者につきましては、大阪商業大学の的場啓一教授、兵庫県立大学の竹内和雄准教授を予定いたしております。

最後に、5、スケジュール（案）につきましては、お示しをしておりますが、先ほど御説明申し上げました「点検及び評価に関する会議」につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況等を慎重に見きわめる必要がございますことから、今後の対応フェーズなどを注視する中で、開催の可否について検討いたしまして、決定後、速やかに委員の皆様へお知らせさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第15号「教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価実施方針について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、9ページでございます。

議案第16号「寝屋川市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」を議題といたします。

はい、中村課長。

### ○中村学務課長

ただ今御上程いただきました議案第16号、寝屋川市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定につきまして、寝屋川市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、大阪府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則が制定されたことに伴い、寝屋川市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定する必要があるためでございます。

それでは、説明につきましては、条文の朗読を省略させていただき、制定内容について、御説明を申し上げます。

資料10ページを御覧ください。

まず、第1条につきましては、本規則の趣旨について規定するものでございます。

次に、第2条につきましては、教育職員の業務量の適切な管理等について規定するものでございます。

次に、第3条につきましては、教育職員の勤務に係る上限時間の原則を規定するものでございます。具体的には、学校の教育職員が業務を行う時間である在校等時間から、所定の勤務時間を除いた時間の時間外在校等時間に上限を設けまして、1ヶ月で45時間、1年間で360時間を上限とするものでございます。ただし、突発的な事案への対応等により、上限を超えてしまう場合は、1ヶ月で100時間未満、1年間で720時間を上限といたしますが、当該月から起算して、直前の5ヶ月を含めました連続する6ヶ月の平均は80時間、更に1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数につきましては、6ヶ月までと定めるものでございます。また、教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、必要な事項につきましては、教育委員会が別に定めることとしております。

なお、附則といたしまして、本規則につきましては、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第16号「寝屋川市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、12ページでございます。

議案第17号「寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

はい、中村課長。

#### ○中村学務課長

ただ今御上程いただきました議案第17号、寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、大阪府におきまして職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部が改正され、新たに「子育て部分休暇」と「不妊治療休暇」が追加されたことに伴い、寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する必要があるためでございます。

それでは、説明につきましては、条文の朗読を省略させていただき、改正内容につきまして、御説明申し上げます。

資料14ページ、新旧対照表を御覧ください。

右側が現行、左側が改正案でございます。第5条につきまして、「及び第17条（臨時的任用職員の休暇）」を、「、第17条（子育て部分休暇）、第18条（不妊治療休暇）及び第19条（臨時的任用職員の休暇）」と一部改正いたします。

子育て部分休暇とは、小学校、義務教育学校の前期課程、又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍している子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間について、無給の休暇を与えるものでございます。

不妊治療休暇につきましては、不妊治療を受ける場合、1会計年度につき、6日を

超えない範囲内で必要と認める日、又は時間について、無給の休暇を与えるものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日を公布の日とするものでございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、お諮りいたします。

議案第17号「寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、15ページでございます。

議案第18号「寝屋川市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

はい、谷口次長。

#### ○谷口社会教育部次長兼社会教育課長

ただ今御上程いただきました議案第18号、寝屋川市社会教育委員の委嘱につきまして、寝屋川市社会教育委員に関する条例第2条の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市社会教育委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市社会教育委員の任期満了に伴います新委員の委嘱を行うためでございます。

16ページを御覧ください。

委員構成につきましては、学校教育関係者2人、社会教育関係者7人、家庭教育活動者2人、学識経験者4人の合計15人で構成しております。

委員15人中、新規の委員が5人、継続の委員が10人でございまして、任期は令和2年6月1日から、令和4年5月31日までの4年間でございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第18号「寝屋川市社会教育委員の委嘱について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、17ページでございます。

議案第19号「寝屋川市立中央図書館の代替施設整備に関する今後の方針について」を議題といたします。

はい、西村次長。

#### ○西村社会教育部次長兼中央図書館長

ただ今御上程いただきました議案第19号、寝屋川市立中央図書館の代替施設整備に関する今後の方針につきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、現在、休館中の寝屋川市立中央図書館の代替施設の整備を行い、市民への図書館サービスの維持向上を図るためでございます。

18ページを御覧ください。

目的でございますが、市立中央図書館は、平成30年6月に発生した大阪府北部地震や同年9月に発生した台風21号の暴風雨の被害等により、総合センター全館の使用を見送るに伴い、現在も休館が続いている状況でございます。

この状況により、本市の図書館行政機能に多大な影響を受け、市民に対する図書館サービスに支障を来しております。旧教育研修センター跡地に設置した臨時図書室を始め、他の分館並びに分室において代替サービスを行うことにより、図書館サービスの減退を最小限にとどめてはおりますが、サービス低下は否定できないと認識しております。

本市といたしましては、利用者の利便性の高い公共交通機関の結節点であります駅周辺でのターミナル化構想の第一弾であります京阪寝屋川市駅周辺に中央図書館の代替施設を整備するものでございます。

代替施設の概要についてでございますが、中央図書館の代替施設は、令和3年度オープンを目指しております。

現在、庁内関係部署により、駅前図書館キャレルは主に（仮称）子ども図書室として、中央図書館の代替施設は主に（仮称）おとな図書室としての活用を検討しております。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、お諮りいたします。

議案第19号「寝屋川市立中央図書館の代替施設整備に関する今後の方針について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

以上で、予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに、事務局から報告事項があればお願いいたします。

では、ないようですので、これをもちまして教育委員会5月定例会を終了させていただきます。